

(別紙) 募集概要

1 補助金の名称

小さな拠点形成促進事業補助金

2 事業の目的

人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるためには、買い物、福祉、交通手段などの日常生活に必要な機能・サービスを確保する「小さな拠点」の形成が喫緊の課題となっている。

小さな拠点形成のためには、地域住民が主体となり、今後の地域の在り方、地域の課題やその対策、実施主体や役割分担、スケジュール、事業の目的と具体的内容について検討、合意形成を行い、持続的な取組体制の形成、合意を具体化した将来計画の策定が必要である。

これら将来計画を策定するために必要な経費に係る補助金を交付する。

(※)「小さな拠点」とは、中山間地域等の集落生活圏(複数の集落を含む地域)において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組をいう。

3 申請者

地域運営組織等の所在する市町村

4 事業実施主体

本事業の趣旨に沿った事業を実施する地域運営組織等

① 「地域運営組織」とは、地域住民自らが主体となって、地元市町村や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織をいう。

② ①及び新たに①を形成しようとする住民等の集まりを「地域運営組織等」という。

5 対象地域

過疎、振興山村、特定農山村、離島、辺地のいずれか又はこれらに準ずると知事が認める地域。

6 補助率

対象経費の1/2以内 ※上限1,000千円

7 添付資料

- (1) 地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱
- (2) 小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱
- (3) 小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱 様式集
- (4) 小さな拠点形成促進事業運用細則
- (5) 質疑票
- (6) (参考) 福岡県補助金等交付規則

8 県庁ホームページ

以下 URL に本事業の詳細、手続き書類を掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chiisanakyoten.html>

9 申請方法

各地域運営組織等の所在する市町村を通じ、以下の申請書類を申請期限までに担当宛に提出していただくようお願いします。

併せて、電子データも送信してください。

申請書類
様式第1号「小さな拠点形成促進事業補助金交付申請書」
別紙1「事業計画書」
別紙2「収支予算書」
別紙3「振込依頼書」
市町村の予算書の写し又は予算確約書

(申請期間)

随時

(最終受付期限) 令和4年1月28日(金)

※予算が無くなった場合、最終受付期限を待たずに終了する場合があります。

(担 当)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部市町村支援課

企画調整係 銅堂(どうどう)

電話番号: 092-643-3072

データ提出先: chiikishien@pref.fukuoka.lg.jp

10 留意事項

- ・不明な点がある場合、別添の質疑票により上記担当メールアドレス宛に御質問くださるようお願いします。
- ・申請内容を審査し、福岡県令和3年度当初予算の範囲内で採択事業を決定します。
- ・申請受付後、随時採択事業の選定・決定を行います。